

退職金規程

第1条（目的）

1. この退職金規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団（以下「財団」という）の職員が退職したときに支給する退職金について定めたものである。
2. この規程に定めのない事項については、賃金規則及び労働基準法（以下「労基法」という）その他の関係諸法令に定めがあるときはその定めによるものとし、その定めのないときは理事長が決する。

第2条（適用範囲）

この規則は、就業規則第4条に定める「職員」に適用する。

第3条（退職金の額）

退職金の額は、第4条の基準額に、第7条の支給率及び第8条の調整率を乗じて得た額とする。

第4条（基準額）

退職金基準額は、退職時の基本給の額とする。

第5条（勤続年数）

1. 勤続年数は、就職の日より退職の日までの算定対象期間について、第6条の計算により算出された期間とする。
2. 就業規則第34条により休職する期間（財団外休職を除く）、同規則第45条による定年退職後の再雇用期間、同規則第28条による産前産後の休暇期間、同規則第40条による育児休業期間、同規則第41条による介護休業期間は、前項の勤続年数に算入しない

第6条（勤続年数の算出方法）

1. 就職月日から翌年の就職月日の前日迄を1年として計算する。
2. 離職した年は、就職月日から離職月日までの期間について、就職の日から翌月の同日の前日迄を1箇月として区切り、月数を算出する。
3. 算定対象期間中に勤続年数に算入しない期間がある場合は、当該不算入期間を通算し、総不算入日数を30で除して得た数を不算入月数として算定対象期間より控除するものとする。
4. 前各項により算出した算定対象期間の1箇月に満たない期間は切り捨てる。

第7条（支給率）

1. 支給率は、勤続年数に応じ、次の支給率を適用する。

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
3年	1.5	13年	9.5	23年	20.6
4年	2.0	14年	10.5	24年	21.8
5年	2.5	15年	11.5	25年	23.0
6年	3.3	16年	12.6	26年	24.2

7年	4.1	17年	13.7	27年	25.4
8年	4.9	18年	14.8	28年	26.6
9年	5.7	19年	15.9	29年	27.8
10年	6.5	20年	17.0	30年	29.0
11年	7.5	21年	18.2	31年以上	1年を超える毎に1ポイントを29.0に加算する。
12年	8.5	22年	19.4		

2. 勤続年数に1年未満の端数月が生じる場合の支給率は、次のように算出する。

- ① 1年未満の端数月数をmとする。
- ② 端数月を切り捨てたときの勤続年数の支給率をxとする。
- ③ 端数月を切り上げたときの勤続年数の支給率をyとする。
- ④ 端数月分の支給率zを以下の式で求める。

$$z = (y - x) \div 12 \times m$$
 ※小数点第2位以下は切り捨てる。
- ⑤ 支給率 x と支給率 z を合算した率をもって前項の支給率とする。

第8条（調整率）

職員の退職理由に応じて、次の調整率を適用する。

区分	番号	退職理由	調整率
由特 に別 退よな 職る理	1	定年退職	1.00
	2	休職満了による退職（就学休職を除く）	
	3	業務外の死傷による退職	
	4	業務上の傷病による退職	
	5	1～4に相当する程度のやむを得ない理由による退職	
都上 合記 に以 よ外 るの 退自 職已 の	1	勤続年数 3年以上 5年未満の者	0.50
	2	勤続年数 5年以上 10年未満の者	0.60
	3	勤続年数 10年以上 15年未満の者	0.70
	4	勤続年数 15年以上 20年未満の者	0.80
	5	勤続年数 20年以上 25年未満の者	0.90
	6	勤続年数 25年以上の者	1.00
職已 の	7	就学休職満了時の退職	0.50
	8	業務の引き継ぎを行わず退職した者	
	9	事前に財団の承認を得ず一方的に退職した者	
(C)		業務上災害により死亡した者	1.50
(D)		本人の責により解雇された者	0.40

第9条（退職金の支払日）

退職金は、原則として職員の退職日から2箇月以内にその額を決定し、決定した日の属する月の給与支払日に支給する。

第10条（退職金の支払方法）

退職金は、その全額を、通貨で、直接本人に支給する。

但し、本人が希望する場合若しくは了解を得た場合は、指定の金融機関の口座に振り込むものとする。

第11条（支払方法の例外）

1. 前条の規定に拘わらず、職員が死亡したときの退職金は、遺族又は職員の死亡当時その収入により生計を維持していた者の内、財団が適当と認めた者に支給する。
2. 前項により一人に支給した退職金は、他に支給候補者がある場合であっても、全員に対して支給したものとみなす。
3. 本条により支給する退職金は、次のものがある場合は予めその額を控除した額を支給する。
 - ① 法令により定められたもの
 - ② 死亡した職員のその他の金銭債務

第12条（不支給）

1. 次の者は、退職金の全額を支給しない。
 - ① 勤続年数3年未満の者
 - ② 懲戒解雇された者
2. 次の者は、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。
 - ① 天災事変その他やむを得ない事由により運営の継続が不可能となり解雇された者
 - ② 刑事事件で有罪の判決を受けた者
 - ③ 本人の責に帰する事由により解雇され若しくは解雇される前に自ら退職した者

附則

第1条（施行日）

この退職金規程は、平成20年7月1日より施行する。

この退職金規程は、平成26年3月8日より施行する。

この退職金規程は、令和2年3月8日より施行する。